

第 10 期計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

- 平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、旭市では、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者福祉施策及び介護保険事業の推進を図ってきました。
- 令和 8 年度末で「旭市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」が終了となるため、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とする「旭市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定します。
- 今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据えると、85 歳以上高齢者、医療と介護の双方を必要とする高齢者、認知症高齢者、単身高齢者等の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保やサービス提供体制の維持が一層重要となります。
- 国においては、第 10 期介護保険事業計画の策定にあたり、2040 年を見据えた介護サービス等の量に関する中長期的な推計、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保、医療・介護連携、介護人材の確保、生産性向上、認知症施策の推進等を重視する方向性が示されています。
- 旭市においても、第 9 期計画における取組の成果と課題、今回実施したアンケート調査結果、人口構造や介護ニーズの変化等を踏まえ、介護予防、生活支援、在宅医療・介護連携、認知症施策、家族介護者支援、介護サービス基盤、介護人材の確保等について検討を進めます。
- 第 10 期計画では、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域の実情に応じた持続可能な高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開を目指します。

■ 基本指針の全体構成について（基本的考え方）（国資料）

見直し後の構成の考え方	
前文	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	基本理念・地域包括ケアの推進、 共通して取り組むべき事項に関すること
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	計画作成の基本的考え方、作成手順、 計画の進捗管理に関すること
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	計画作成等に係る手続に関すること 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載
第四 指針の見直し	計画作成等に係る手続に関すること 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載
別表 1 地域分析指標	
別表 2 参酌標準	

現行の構成	
前文	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	地域包括ケアシステムの基本的理念 中長期的な目標 医療計画との整合性の確保 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 介護に取り組む家族等への支援の充実 認知症施策の推進 高齢者虐待防止対策の推進 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 効果的・効率的な介護給付の推進 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 保険者機能強化推進交付金等の活用 災害・感染症対策に係る体制整備
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 市町村介護保険事業計画の任意記載事項



第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項
第四 指針の見直し	
別表 参酌標準	

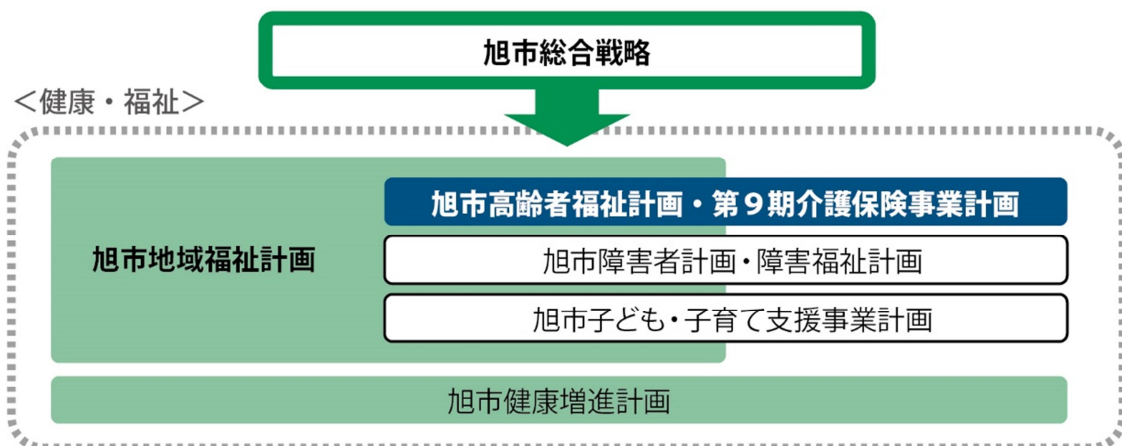
2 計画の位置付けと期間

(1) 根拠法令等

- 本計画は、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 117 条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。
- 高齢者福祉計画は、高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画であり、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものです。
- 介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量、提供体制の確保、事業実施、介護保険料の算定基礎等について定める計画です。また、要介護状態となる前の高齢者も対象とし、介護予防、生活支援、在宅医療と介護の連携、住まいの確保等について定める計画です。
- 本計画には、国の基本指針等に基づく介護給付適正化の取組を含め、介護保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な事項を位置付けます。

(2) 他の計画等との関係

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「旭市総合戦略」の部門別個別計画として位置付け、国の基本指針や千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画等との整合性を図るものです。
- また、「旭市地域福祉計画」「旭市障害者計画・障害福祉計画」「旭市子ども・子育て支援事業計画」「旭市健康増進計画」など、本市の高齢者の保健福祉に関わりのある諸計画との調和を図ります。
- 高齢者福祉・介護の課題は、医療、福祉、住まい、移動、地域づくり、防災、権利擁護など多分野に関わることから、関係部署及び関係機関との連携を図りながら、総合的な取組を推進します。



(3) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間です。
- 第10期計画は、3年間の事業計画であるとともに、令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つ計画として位置付けます。
- 法制度の改正、国・県の動向、社会情勢、高齢者人口や介護ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の進行管理、点検、見直しを行います。

3 計画の策定体制

(1) 旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

- 本計画の策定にあたり、福祉・介護・医療分野の関係者、学識経験者、公募による被保険者代表等で構成する「旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容を総合的に審議・検討します。
- 策定委員会では、第9期計画における施策・事業の実施状況、アンケート調査結果、介護保険事業の実績、国・県の制度動向等を踏まえ、第10期計画における基本的な考え方、施策体系、介護サービス見込量、介護保険料等について検討します。

(2) アンケート調査の実施

- 本計画の策定にあたり、本市の高齢者の日常生活の状況、介護予防に関する意識、在宅介護の実態、介護支援専門員及び介護サービス事業者の課題認識等を把握するため、令和7年12月を基本としてアンケート調査を実施しました。

調査区分	調査対象	主な把握内容
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方	日常生活、外出・移動、介護予防、地域活動、相談・制度認知等
② 在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方	在宅生活、家族介護、介護者の不安、施設入所検討、仕事と介護の両立等
③ 介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員	在宅生活継続に必要な支援、サービス不足、業務負担、行政への要望等
④ 介護サービス事業者調査（介護人材関係）	市内の介護サービス事業者	介護人材不足、人材確保・定着、カスタマーハラスメント、需給状況等

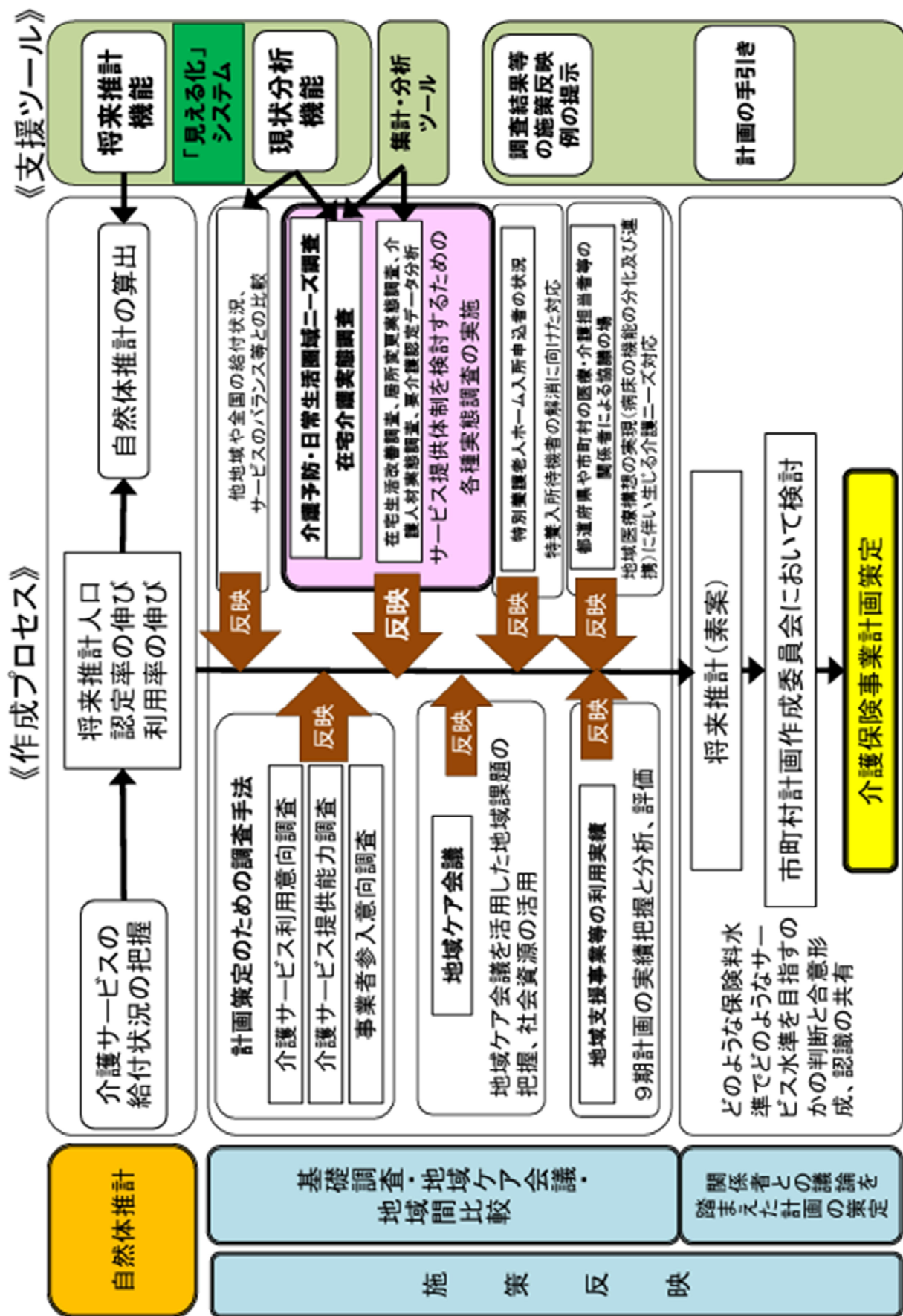
- アンケート調査結果は、第10期計画における介護予防、在宅生活支援、認知症施策、生活支援体制、介護人材の確保、介護サービス基盤等の検討に活用します。

(3) 基礎データ・介護保険事業実績等の分析

- 計画策定にあたっては、人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数、介護給付費、介護サービス利用状況、地域支援事業の実績等を把握し、本市の高齢者福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題を整理します。
- また、国が示す「地域包括ケア『見える化』システム」等を活用し、令和 22（2040）年を見据えた中長期的な人口動態や介護サービス需要の変化を確認し、今後必要となるサービス提供体制の検討につなげます。

(4) パブリックコメントの実施（令和 9 年 1 月予定）

- 本計画に対する市民の意見を広く聴取するため、計画案の内容等を公表し、パブリックコメントを実施します。
- 寄せられた意見を踏まえ、必要な修正・調整を行った上で、最終的な計画案を取りまとめます。



4 第10期計画策定に向けた主な視点

○第10期計画では、第9期計画における取組を継続・発展させるとともに、国の制度動向、社会構造の変化、本市の高齢者の生活実態や介護ニーズを踏まえ、以下の視点から検討を進めます。

視点	検討内容
1 2040年を見据えた中長期的な視点	高齢者人口、85歳以上人口、認定者数、介護サービス需要、介護人材等の中長期的な変化を踏まえた検討
2 地域包括ケアシステムの深化・推進	医療、介護、予防・重度化防止、住まい、生活支援が一体的に提供される体制の充実
3 介護予防・フレイル予防、社会参加の促進	通いの場、健康づくり、外出・交流、地域活動など、高齢者の自立支援と重度化防止に資する取組の推進
4 在宅生活の継続支援	生活支援、移動支援、見守り、家族介護者支援、在宅医療・介護連携等による在宅生活継続の支援
5 認知症施策の推進	認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた、認知症に関する理解促進、早期相談・早期対応、本人・家族支援、意思決定支援、地域での見守り・社会参加の促進
6 権利擁護・虐待防止・身寄りのない高齢者等への支援	成年後見制度、権利擁護、虐待防止、頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援体制の充実
7 介護サービス基盤の確保	地域の実情、医療・介護連携、高齢者向け住まい、在宅系・施設系サービスの利用状況等を踏まえたサービス提供体制の検討
8 介護人材確保と生産性向上	人材確保・定着、介護職の魅力向上、介護テクノロジーの活用、業務効率化、職場環境改善、事業者間連携等の推進
9 災害・感染症への備え	高齢者や介護事業所を含めた災害・感染症対策、平時からの連携体制、事業継続に向けた取組の推進

○国の第10期介護保険事業計画に関する資料では、介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計、地域の分類に基づくサービス提供体制の確保、医療・介護連携の推進、高齢者向け住まいの状況の勘案、介護人材の確保と生産性向上、認知症施策の推進等が、第10期計画で踏まえるべき視点として示されています。

■ 第 10 期計画の基本指針のポイント（案）（国資料）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

■ 第 10 期計画において記載を充実する事項（案）（国資料）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 2040 年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用や PDCA サイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○地域包括ケアシステムの深化

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

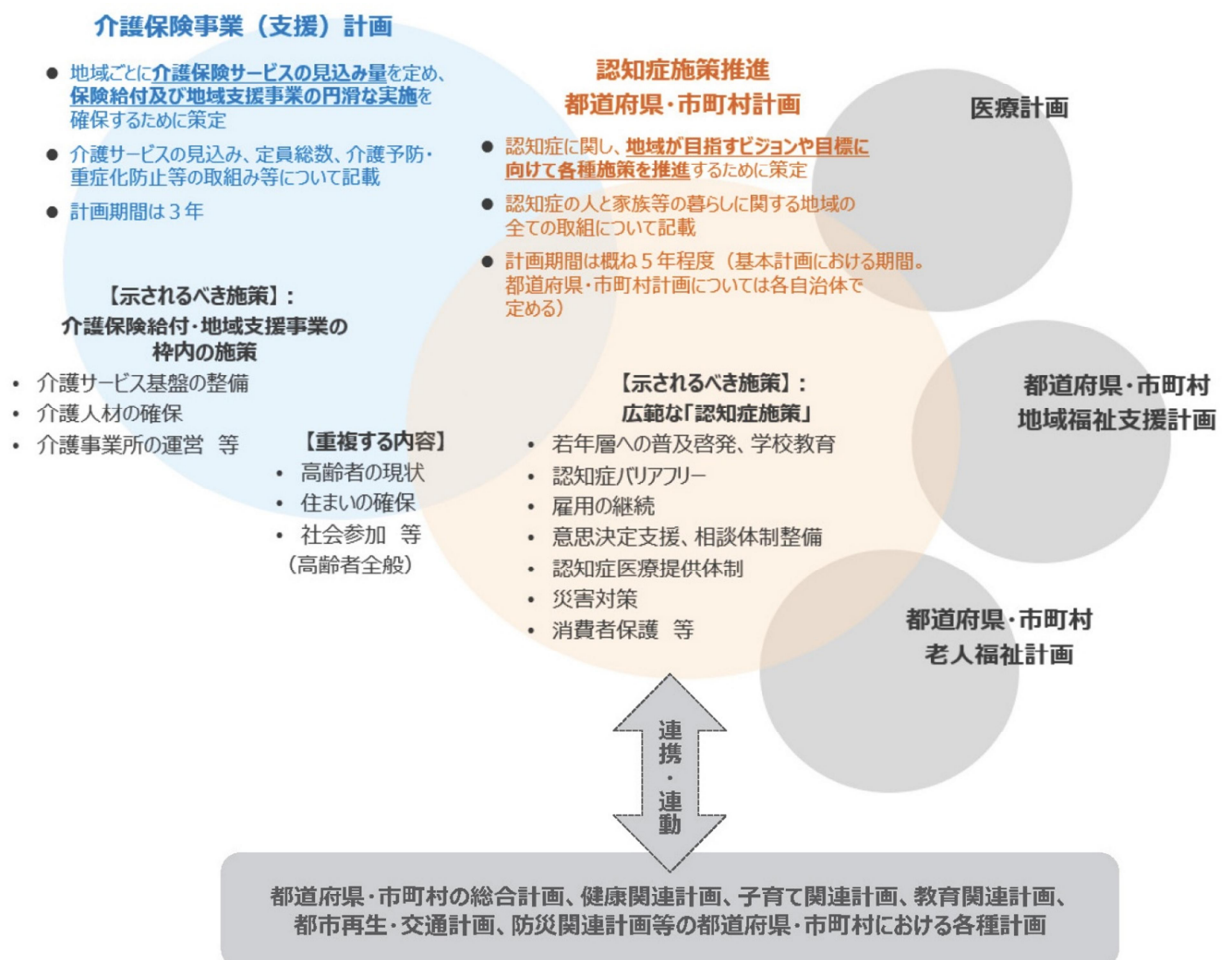
5 認知症施策推進計画の位置付け

○令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現を推進することとされています。

○国の「認知症施策推進基本計画」では、認知症は誰もがなり得るものとして、国民一人ひとりが認知症を自分ごととして理解し、認知症の人が自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めることが重要とされています。また、令和22（2040）年には、認知症又は軽度認知障害の高齢者が約1,200万人となり、高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

○市町村においては、国の認知症施策推進基本計画を基本としつつ、地域の実情に応じた認知症施策推進計画を策定するよう努めることとされています。計画策定にあたっては、独立した計画として策定する方法のほか、介護保険事業計画等と一体的に検討・策定する方法も想定されています。

■ 他計画との連動及び認知症施策推進計画の柔軟な策定【概念図（イメージ）】



資料：厚生労働省「都道府県・市町村向け 認知症施策推進計画策定の手引き」（令和7年3月）を基に作成

○旭市では、第9期計画において、認知症施策の推進を地域包括ケアシステムの推進における重要な施策として位置付け、認知症予防の普及啓発、認知症サポーター養成、認知症初期集中支援チーム、認知症家族交流会、認知症高齢者等SOSネットワーク、見守りシール交付事業等に取り組んできました。

○第10期計画においては、認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画の趣旨を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に認知症施策推進計画の考え方を位置付けることも視野に入れながら、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを検討します。

○具体的には、認知症に関する正しい理解促進、早期相談・早期対応、医療・介護・福祉の連携、本人の意思決定支援、家族介護者への支援、地域での見守り、社会参加や居場所づくり、権利擁護等について、旭市の現状やアンケート調査結果を踏まえながら、第10期計画における方向性を整理します。

■ 参考：認知症施策推進計画・認知症施策に関する自治体例

自治体	計画・取組の概要
千葉市	高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）を、老人福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を一体のものとして策定する計画として位置付け。
船橋市	認知症施策推進計画を高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定する方向で準備。本人ミーティング、認知症カフェ、家族交流会等を活用し、本人・家族の声を反映する考え方を提示。
市川市	第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に「認知症施策推進計画」を位置付け。 認知症になっても社会の一員として尊厳が保持され、その人らしく暮らし続けられる地域社会を目指す考え方を提示。
世田谷区	「認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症とともに本人が希望を持って暮らすことを前面に掲げた取組を推進。
大牟田市	「ほっとあんしんネットワーク模擬訓練」を毎年実施。 地域の連絡網、声かけ、見守りを確認し、本人の外出を支える地域づくりを推進。
神戸市	認知症診断助成制度や事故救済制度を含む「神戸モデル」を実施。 賠償責任保険、見舞金、GPS、みまもりシール等を組み合わせた支援を展開。

○これらの事例は、認知症施策推進計画の位置付け方や、本人・家族の声の反映、地域ぐるみの見守り、事故救済等の具体化を検討する際の参考となるものです。旭市では、既存の認知症関連事業を基礎としつつ、市の実情に応じて、第10期計画で重点的に整理する取組を検討します。

6 今後のスケジュール

(1) 令和7年度の実績

○第10期計画策定に係るアンケート調査の実施

(2) 令和8年度の予定

- ①計画に盛り込む内容の検討
- ②計画策定委員会の開催
- ③サービス見込量の設定・保険料算出、県・国との調整
- ④計画素案の作成、パブリックコメントの実施

■ 旭市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 令和8年度の策定スケジュール（案）

	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
計画に盛り込む内容検討	→												
現状分析・課題整理		→											
人口推計・サービス見込み量設定				→									
事業量推計・保険料算定						→							
計画素案作成					→								
パブリックコメントの実施										→			
策定委員会		○			○					○		○	
県・国との調整等				●				●	●				

令和9年4月：第10期計画スタート

■ 今後のスケジュール（国資料）

